

生活保護法

指定介護機関のしおり

【指定介護機関とは】

生活保護法による介護扶助、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護給付を担当する機関をいい、国の開設したものについては厚生労働大臣が指定し、その他のものについては、都道府県知事、政令指定都市及び中核市の市長が指定したものをいいます。

豊中市福祉事務所

令和3年（2021年）2月

目次

第1章 生活保護のあらまし.....	1
1 生活保護とは.....	1
2 生活保護の種類と方法.....	1
3 保護の実施機関.....	2
第2章 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし.....	2
1 支援給付の概要.....	2
2 支援給付の対象者.....	2
3 支援給付の種類.....	2
4 指定介護機関.....	3
5 介護支援給付.....	3
第3章 介護扶助の内容.....	3
1 介護扶助の範囲.....	3
2 介護の方針及び介護の報酬.....	4
3 介護扶助の対象者.....	4
4 介護保険給付との関係.....	4
5 介護扶助の方法.....	5
6 介護扶助の要介護認定.....	5
7 主治医意見書について.....	6
8 居宅介護支援計画等について.....	6
9 福祉用具等.....	6
10 住宅改修等.....	7
11 移送.....	7
第4章 介護扶助の申請から決定まで.....	9
1 介護扶助の申請.....	10
2 介護扶助の決定.....	10
3 介護券の発行.....	11
4 本人支払額の請求.....	11
5 介護報酬の請求.....	12
第5章 介護機関の指定.....	12
1 指定申請.....	12
2 指定介護機関の指定基準.....	13
3 指定の通知.....	13

第6章 指定介護機関等の義務	14
1 介護担当義務	14
2 介護報酬に対する義務	14
3 指導等に従う義務	14
4 届け出の義務	15
5 標示の義務	15
第7章 指定介護機関に対する指導及び検査	15
1 指導について	15
2 検査について	16
第8章 福祉事務所からのお願い	16
1 居宅療養管理指導を利用する場合について	16
2 ケアプラン等の作成について	16
3 他法他施策の優先活用について	17
4 介護扶助と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付との適用関係等について	17
5 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて	17
第9章 よくある質問	18
【実施機関一覧表（令和3年2月現在）】	20
関係法令条文	21
生活保護法施行規則（抜粋）	28
指定介護機関介護担当規程	32
[参考]生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬	34

第1章 生活保護のあらまし

1 生活保護とは

生活保護は生活保護法に基づき、あらゆる努力をしてもなお生活に困っている方々に対して、国民の権利としての健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。生活保護制度の運用にあたり、生活保護法は次のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		説明
基本原理	この法律の目的 (法第1条)	この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	無差別平等 (法第2条)	すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という)を、無差別平等に受けることができる。
	最低生活 (法第3条)	この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
	保護の補足性 (法第4条)	保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
基本原則	申請保護 (法第7条)	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
	基準及び程度 (法第8条)	保護基準は、厚生労働大臣の定める基準による。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別、その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。
	必要即応 (法第9条)	保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。
	世帯単位 (法第10条)	保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

2 生活保護の種類と方法

保護はその内容によって8種類の扶助に分けられています。生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類です。また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則とし

ています。

3 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域内居住地（居住地がないか、または明らかでないもの）を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。豊中市においては、これらの保護の決定、実施に関する事務は、豊中市福祉事務所にて行っています。

第2章 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

※以下、「中国残留邦人等支援法」という。

1 支援給付の概要

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き上げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等を対象に、平成20年4月1日から実施されている制度です。

中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に支給されるものです。支援給付は中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定に基づき、生活保護法に準じた取扱いとなります。

2 支援給付の対象者

- (1) 老齢基礎年金の満額支給の対象となる特定中国残留邦人等とその特定配偶者で世帯の収入が一定の基準に満たない方
- (2) 支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の特定配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受けていた方

3 支援給付の種類

支援給付は、生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類に分けられています。生活保護同様、金銭給付が原則ですが、医療支援給付及び介護支援給付は給付の性質上、現物給付を原則としています。

4 指定介護機関

中国残留邦人等支援法の介護支援給付のための介護を担当する機関は、生活保護同様、指定を受けることとされています。平成20年4月以降、生活保護法指定申請書は中国残留邦人等支援法の介護支援給付の申請書を兼ねています。

5 介護支援給付

介護支援給付や介護報酬等については、基本的には生活保護法の介護扶助の取扱いを準用したものであり、介護保険からの給付を除いた部分が介護支援給付の対象となります。

第3章 介護扶助の内容

1 介護扶助の範囲

介護扶助は、下記の事項の範囲内で行われることになっています。(法第15条の2)なお、介護支援給付も同様です。

- (1) 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- (2) 福祉用具
- (3) 住宅改修
- (4) 施設介護
- (5) 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- (6) 介護予防福祉用具
- (7) 介護予防住宅改修
- (8) 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに相当する援助に基づき行うものに限る。）
- (9) 移送（介護保険制度にはない生活保護制度独自のもの。）

介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づき行うものに限られており、介護予防の範囲は介護予防支援計画に基づき行うものに限られています。そのため、生活保護受給者（以下、「被保護者」という。）が介護保険の被保険者（以下、「被保険者」という。）の場合には、介護保険法の規定に基づき、介護保険の被保険者以外の者（みなし2号）（以下、「被保険者以外の者（みなし2号）」という。）の場合には、介護扶助として居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者から居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の策定を受け、当該計画に基づき指定介護機関から居宅介護又は介護予防を受けることとなります。

なお、この範囲は、介護保険給付と同様になりますが、介護保険法に定める支給限度基準額（以

下、支給限度額という。)を超えて全額自費となるサービスについては介護扶助の範囲には含まれません。

2 介護の方針及び介護の報酬

介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること（生活介護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第52条第2項）とされています。

また、介護扶助における介護方針として、指定居宅サービス及び指定介護施設等において利用者が選定する特別な居室、療養室及び病室の提供は行われません。

3 介護扶助の対象者

介護扶助は被保護者であり、介護保険法に規定する要介護状態及び要支援状態にある者、介護予防日常生活支援の事業対象者を対象としています。

40歳以上65歳未満の場合は、下記の特定疾病により要介護状態又は要支援状態と認定された場合に介護扶助の対象となります。

【加齢に伴う16種類の特定疾病】

- ①がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- ② 関節リウマチ、③ 筋萎縮性側索硬化症、④ 後縦靭帯骨化症、
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症、⑥ 初老期における認知症、⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧ 脊髄小脳変性症、⑨ 脊柱管狭窄症、⑩ 早老症、
- ⑪ 多系統萎縮症、⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬ 脳血管疾患、
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症、⑮ 慢性閉塞性肺疾患、⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

4 介護保険給付との関係

(1) 被保険者の場合

65歳以上の介護保険第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の場合は、介護保険の給付を適用した後の自己負担分（1割分）が介護扶助の対象となります。

(2) 被保険者以外の者（みなし2号）の場合

被保護者は国民健康保険の適用が除外されるため、他の医療保険に加入していない大多数の40歳以上65歳未満の被保護者は、介護保険第2号被保険者となることができません。

被保険者以外の者（みなし2号）が介護保険と同様のサービスを受ける場合は、被保険者と同等の給付の範囲で、その全額が介護扶助の対象となります。

※被保険者以外の者（みなし2号）の場合、生活保護の補足性の原理により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付等の他法の活用が可能な場合には、優先的に活用することになります。他法の活用を図ったうえで、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合に要介護状態等に応じた介護扶助を受けることとなります。

【対象者及び費用負担】

区分	対象者	介護費用負担	
		介護保険	介護扶助
第1号被保険者	65歳以上で要介護（要支援）状態の者 生活保護受給者も被保険者となります。	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満で加齢に伴う特定疾病により要介護（要支援）状態の者 ※医療保険（社会保険）加入者	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
被保険者以外の者 (みなし2号)	40歳以上65歳未満で加齢に伴う特定疾病により要介護（要支援）状態の者 ※医療保険（社会保険）未加入者	介護扶助 100% (10割)	

5 介護扶助の方法

介護扶助の給付は、指定介護機関等に委託し、原則として現物給付で行われます。居宅介護、介護予防及び施設介護の現物給付は指定介護機関にサービス提供を委託して行うことを原則とします。介護扶助の現物給付は、大阪府国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて、福祉事務所等が指定介護機関に介護扶助費を支払うことにより行われます。また、現物給付によることができないか、これによることが適当としないときは、金銭給付によることができます。金銭給付の場合、介護扶助のため保護金品は被保護者に対して給付されます。

6 介護扶助の要介護認定

(1) 被保険者の場合

65歳以上の介護保険第1号被保険者と40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の場合には、介護保険法の規定に基づき要介護認定等を受けます。

(2) 被保険者以外の者（みなし2号）の場合

介護保険の被保険者ではないことから、要介護認定等については、生活保護制度で独自に行うこととなります。この場合の要介護認定等の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図るため、市長村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行います。

7 主治医意見書について

(1) 被保険者の場合

要介護認定等必要な主治医の意見書の記載に係る経費は、介護保険の保険者が負担します。

(2) 被保険者以外の者（みなし2号）の場合

被保険者ではないため、要介護認定に必要な主治医意見書の記載に係る経費は、生活保護で負担します。主治医意見書の記載に係る費用については介護保険の額の例によります。

8 居宅介護支援計画等について

居宅介護等に係る介護扶助の申請は、居宅介護支援計画等の写しを添付して行うこととなります。また、被保険者以外の者（みなし2号）については、申請時における居宅介護支援計画等の添付は必要ありませんが、介護扶助の決定には必要となります。

居宅介護支援計画等については、原則として生活保護法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者が作成することとなります。

(1) 被保険者の場合

居宅介護支援計画等の作成に係る経費は、介護保険の保険者が負担します。

(2) 被保険者以外の者（みなし2号）の場合

介護保険の被保険者ではないため、居宅介護支援計画等に係る経費は、生活保護で負担します。

9 福祉用具等

(1) 福祉用具等の給付方針

福祉用具等の給付は以下の通りとなります。

ア 原則として指定特定福祉用具販売事業者又は指定特定介護予防福祉用具販売事業者から購入する福祉用具であること。

イ 福祉用具等の種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目に規定する種類の福祉用具であること。

ウ 被保険者以外の者（みなし2号）にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第2号の規定に基づく日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない場合であること。

(2) 費用

介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額又は介護予防福祉用具購入費支給限度額の範囲内で、必要な最小限度の額となります。

(3) 福祉用具等の給付方法

被保護者の申請に基づき、購入予定の福祉用具等が(1)の対象か否かをカタログ等で確認のうえ、給付を決定し、原則として金銭給付の方法で支給します。また、購入後、領収書等により購入を確認します。

10 住宅改修等

(1) 住宅改修等の範囲

住宅改修等の範囲は、厚生労働大臣の定める居宅介護住宅改修等の支給に係る住宅改修の種類に規定する種類の住宅改修となります。

(2) 住宅改修等の程度

介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度額又は介護予防住宅改修費支給限度額の範囲内において必要な最小限度の額です。

(3) 住宅改修等の給付方法

ア 被保護者の申請に基づき、着工予定の住宅改修等の費用が(1)の対象か否かを確認のうえ給付を決定し、原則として金銭給付の方法で支給します。また、完成後、住宅改修が行われたことを確認します。

イ 介護保険の被保険者については、介護保険の事前申請が必要な場合には、事前申請の手続きを行ったうえで介護扶助の申請を行います。

ウ 居宅介護住宅改修費支給限度額及び介護予防住宅改修費支給限度額の管理は、介護保険の例により行いますが、転居した場合又は介護の必要の程度が著しく高くなった場合を除いて、改めて給付することができません。

11 移送

移送費の支給は、被保護者からの申請に基づき、福祉事務所において移送を必要とする内容を確認のうえ、次に掲げる範囲の内、必要最小限度の額を給付します。

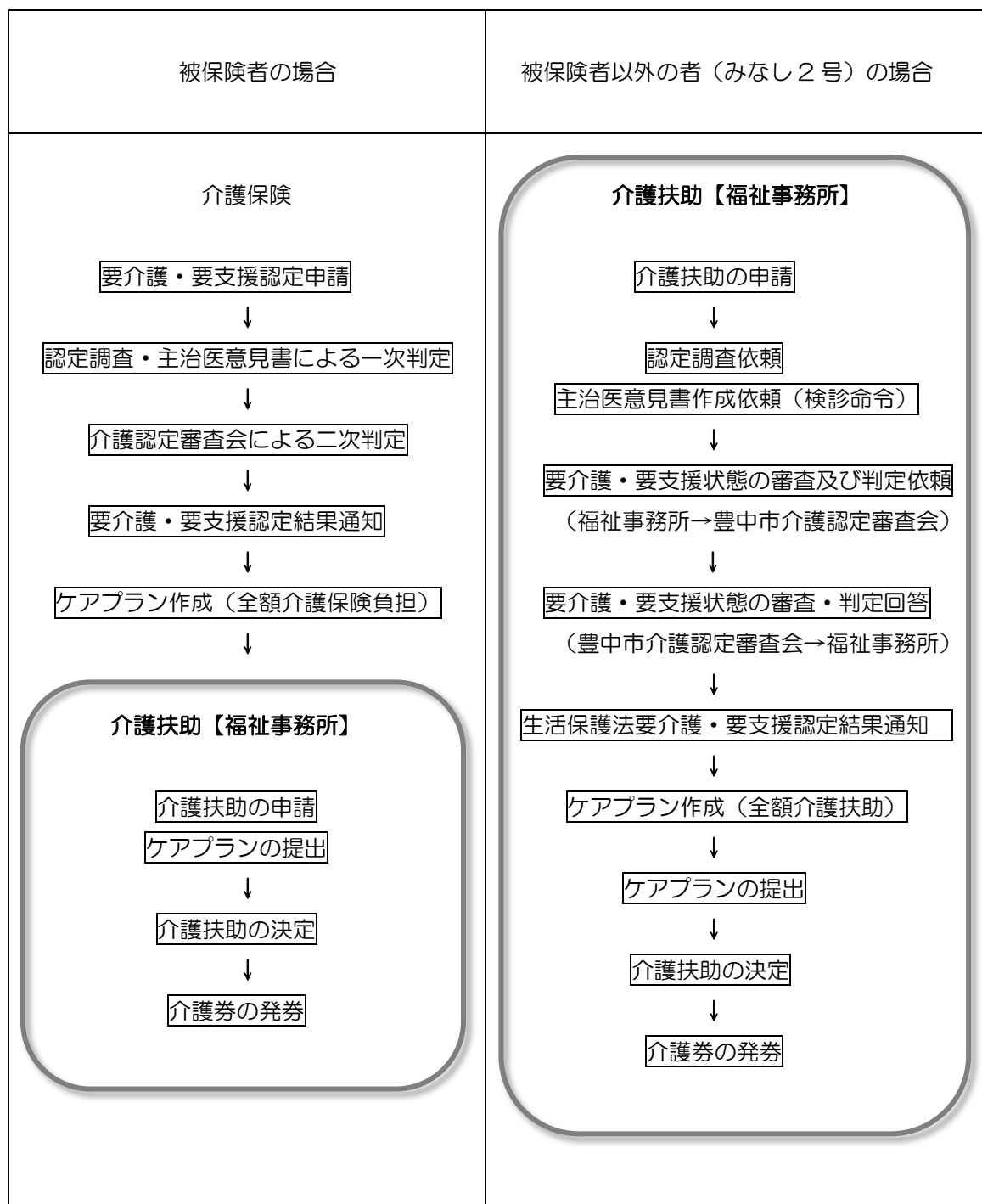
ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費または送迎費。(被保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近隣に適当な事業者がない等、真にやむを得ないと認められる場合に限

る。)

- イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費
- ウ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費
- エ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

第4章 介護扶助の申請から決定まで

○介護扶助の申請から決定までの流れは以下のとおりになります。



1 介護扶助の申請

被保護者が介護扶助を受けようとする場合は、被保護者から福祉事務所へ介護扶助の申請を行うこととなります。

被保険者の場合には、介護扶助の申請の際にケアプラン等の写しを添付する必要があります。

福祉事務所では、提出されたケアプラン等が介護扶助を行うための計画として適当であるか確認を行います。

被保険者以外の者（みなし2号）から介護扶助の申請があった場合には、介護扶助の要否判定の一環として、生活保護制度で要介護認定等を行います。この場合、要介護状態等の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等については、被保険者と統一を図るため、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定を委託して行います。

また、生活保護の開始によって第2号被保険者の資格を喪失した被保護者については、保護開始前の保険者による要介護認定等の結果及び有効期間に基づいて、介護扶助の決定を行う場合があります。

2 介護扶助の決定

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。介護扶助の決定には以下の留意事項があります。

- (1) 居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度額、介護予防サービス費等区分支給限度額又は介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額の範囲でなければなりません。したがって、居宅介護サービス費等区分支給限度額等を超える介護サービスについては、介護扶助の支給対象とはなりません。
- (2) 介護扶助を適用する期日は、原則として、保護申請書または保護変更申請書の提出があった日以降において介護扶助を適用する必要があると認められた日となります。
- (3) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られます。
- (4) 他市町村の地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防・生活支援サービスをいう。）の介護保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者

を被保険者とする市長村の指定を受けている場合に限られます。なお、被保険者以外の者（みなし2号）についても同様です。

3 介護券の発行

- (1) 介護扶助が決定された場合は、福祉用具等、住宅改修等、指定事業者以外により提供される介護予防・生活支援サービス及び移送を除き、介護サービスの種類に応じて生活保護法による介護券を発行し、指定介護機関へ送付します。
- (2) 介護券は暦月を単位として発行し、介護の給付が月の中途を始期又は終期とする場合は、それによる有効期間を記載した介護券を発行します。

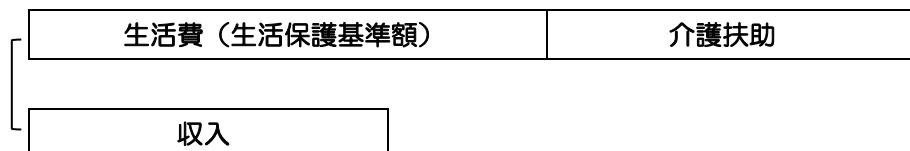
4 本人支払額の請求

(1) 本人支払額の決定

福祉事務所では介護扶助を決定する際に介護扶助の対象費用について、被保護者が負担できる額を「本人支払額」として介護券に記入します。指定介護機関は、交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求してください。

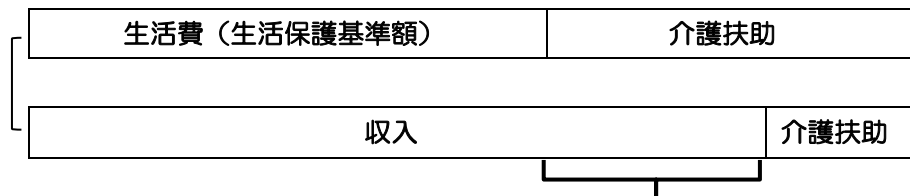
【本人支払額の考え方（参考）】

①本人支払額が生じない場合



※被保護者の収入額が生活費より少ないため、この場合の介護費については全額介護扶助で支給され、本人支払額は発生しません。

②本人支払額が生じる場合



★この部分が「本人支払額」となります。

※被保護者の収入額が生活費より多いため、介護費の一部に本人支払額が生じます。

(2) 本人支払額の上限額

ア 被保険者の場合

本人支払額は、以下のとおり上限額が決まっています。この額は、被保護者に高額介護サービス費を支給する場合の負担上限額です。

被保護者の高額介護サービス費は一般の被保険者と異なり、国保連へ介護報酬の支払いをする際に、この上限額を超える自己負担相当分を指定介護機関に支払います(現物給付)。

介護保険施設入所者又は短期入所者の場合、この上限額に介護扶助の対象になる食費(300円×利用日数)が利用者負担額に加わります。

イ 被保険者以外の者(みなし2号)の場合

本人支払額は、以下のとおり介護サービス費の全額が上限額となります。

	被保険者	被保険者以外の者(みなし2号)
居宅介護等	15,000円	介護費の全額
施設介護	15,000円+食費300円×利用日数	介護費の全額

5 介護報酬の請求

介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認してください。介護給付費明細書に必要事項を正確に転記し、請求内容を介護保険の例により記載したうえで国保連に提出してください。

介護券の「本人支払額」欄に、金額の記載がある場合は、その金額を直接、被保護者から徴収すると同時に、介護給付費明細書の「公費分本人負担」の欄に金額を記載してください。公費分本人負担額がある場合は、その額を差し引いた額が公費請求額となります。

第5章 介護機関の指定

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助を行うため、介護を担当する機関をいい、国の開設した介護機関にあつては厚生労働大臣が指定し、その他の介護機関については都道府県知事(政令指定都市及び中核市の市長)が指定した介護機関をいいます。

1 指定申請

(1) 新たに指定を受けようとする介護機関は、豊中市福祉事務所に次の指定申請書類を提

出してください。なお、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定を受けた事業所は、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けた者とみなされます。ただし、この指定を受けない場合には、指定を不要とする旨の「申出書」を届け出ていただくことになります。

また、みなし指定を受けた介護機関等が介護保険法の規定による事業の廃止、指定の取消し、又は、指定の効力が失われた場合、生活保護法による指定の効力を失います。

【指定申請書類】

ア 生活保護法指定介護機関 指定申請書

イ 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

(2) 初めて指定を受けようとする場合のほか、次の場合にも届出が必要となります。

種類	内容
変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者と事業所の名称及び所在地の変更 ・管理者及び代表者に関する事項の変更 (※管理者が交代するときは誓約書の提出が必要)
廃止届	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の全部または一部の廃止 ・開設者変更等に伴い事業所番号や医療機関コード等が変わる場合
休止届 再開届	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の一時休止、再開
処分届	<ul style="list-style-type: none"> ・他の法律による処分を受けた場合

2 指定介護機関の指定基準

法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2号から第9号(欠格事由)までのいずれかに該当するときは、介護機関の指定はできません。

3 指定の通知

介護機関等を指定したときは、決定通知書を交付し指定情報を告示します。

第6章 指定介護機関等の義務

指定された介護機関は、生活保護法に基づき次のような義務を負っています。

1 介護担当義務

- (1) 福祉事務所長等から委託を受けた要介護者及び要支援者について誠実かつ適切にその介護を担当すること。
- (2) 指定介護機関介護担当規程（平成12年3月31日厚生省告示第191号）の規定に従うこと。
- (3) 「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」に従って介護を担当すること。

2 介護報酬に対する義務

- (1) 被保護者について行った介護に対する報酬は、生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第52条第2項に基づき、所定の手続きにより請求すること。
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受けること。（生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第53条第1項）
- (3) 市長の行う介護の報酬の額の決定に従うこと。（生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第53条第2項）

3 指導等に従う義務

- (1) 被保護者の介護について市長の行う指導に従うこと。（生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条第2項）
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否に関する厚生労働大臣又は市長の報告命令に従うこと。（生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第54条第1項）
- (3) 厚生労働大臣又は市長が職員に当該介護機関の対して行わせる立入検査に応じること。（生活保護法第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第54条第1項）

4 届け出の義務

指定介護機関は、指定申請と届出事項にある事由が生じた場合には、生活保護施行規則第14条及び第15条の規定に基づき所定の用紙により届け出を行ってください。

5 標示の義務

指定介護機関は、その業務を行う場合の見やすい所に「生活保護法指定」の標示を提示してください。

第7章 指定介護機関に対する指導及び検査

1 指導について

(1) 目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 対象

すべての指定介護機関

(3) 内容及び方法

ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項についてその周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

イ 個別指導

個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

なお、個別指導を行ったうえ、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査します。個別指導は原則として実地にて行います。

2 検査について

(1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底し、介護扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 対象

ア 個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関。

イ 上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正または不当があると疑うに足りる理由があって直ちに検査を行う必要があると認められるもの。

(3) 内容及び方法

検査は、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地にて行います。

なお、必要に応じ被保護者についての調査を合わせて行います。

第8章 福祉事務所からのお願い

1 居宅療養管理指導を利用する場合について

居宅療養管理指導とは、医師、歯科医師、薬剤師および管理栄養士などが、医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。

居宅療養管理指導は、介護支援専門員が行う給付管理の対象外となっていますが、介護扶助に関しては介護券を発行する必要があることからサービス利用の際には居宅サービス計画やサービス利用票に記載する等、福祉事務所が把握できるようお願いいたします。

2 ケアプラン等の作成について

新たにサービスを開始する場合、サービス内容やサービス提供事業所の変更があった場合は、その都度、ケアプラン等の提出をお願いいたします。

また、被保護者のケアプラン等は支給限度額内で作成してください。支給限度額を超えたサー

ビスは介護扶助の対象とならず全額自己負担になることから利用は認められていません。

暫定ケアプラン等を作成され、要介護認定結果が低く出たことにより結果的に支給限度額を超えてしまった場合についても原則的には介護扶助の対象とならないのでご注意ください。

3 他法他施策の優先活用について

介護保険の被保険者は、介護保険及び介護扶助が障害者施策に優先します。

一方、被保険者以外の者（みなし2号）の場合は、障害者施策が介護扶助に優先しますので、身体障害者手帳を取得している場合及び障害者施策の活用ができる可能性があるときは、まず自立支援給付等の適用を検討してください。

なお、身体障害者手帳を取得している場合でも下記の場合は例外として介護扶助を適用します。

- (1) 給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても被保護者が必要とするサービスのすべてを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合。
- (2) 障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限（本人が必要とする水準まで）活用している場合において、障害者施策では提供されていない内容の介護サービスを利用する場合。

4 介護扶助と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付との適用関係等について

被保険者以外の者（みなし2号）が「障害者の日常生活を総合的に支援するための法律」における介護給付を受ける場合は、介護保険の支給限度額との調整が必要です。

被保険者以外の者（みなし2号）の場合、区市町村が支給決定した障害者福祉サービス等で介護保険のサービス等の給付額（単位）を介護保険の支給限度額から差し引いた残りが、介護扶助での利用可能な単位数となります。介護扶助により利用するサービスは、障害者施策で賄うことができない不足分が対象となる点についてご注意ください。

5 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて

要支援1・2及び要介護1の利用者の福祉用具貸与については、その状態からみて使用が想定されにくい「車椅子」、「車椅子付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト」は原則として貸与ができません。また、要介護1～3の利用者についても同様に、「自動排泄処理装置」は原則として貸与ができません。しかし、例外的に要介護認定の調査結果や、医師の医学的所見等に基づいたケアマネジャーの適切なケアマネジメントから、福祉用具貸与の必要な状態であると確認できた場合には貸与が可能な場合があります。豊中市の被保険者においては、「軽度者の福祉用具貸与に関する協議書」を長寿社会政策課へ提出していただくことになっております。

また、被保険者以外の者（みなし2号）についても、介護保険被保険者と同様に確認手続きが必要となります。「軽度者の福祉用具貸与に関する協議書」を福祉事務所に提出してください。

第9章 よくある質問

質問1 指定申請書はどこに提出すればよいのですか。

⇒ 生活保護法の指定申請書及びその他の届出書については、豊中市福祉事務所 医療介護係へ提出してください。

質問2 被保護者から支給限度額を超える介護サービスの希望がありました。この場合、支給限度額を超えた分が被保護者の自己負担となるケアプランを作成しても問題ないですか。

⇒ 被保護者の場合は、原則、支給限度額を超えるサービスは認められません。支給限度額の範囲でケアプランの作成をしてください。

また、被保護者本人がサービス費用の10割を自己負担し介護サービスを利用することは認められていません。

質問3 介護報酬請求の際に加算の算定を忘れて請求してしまいました。どうすればよいですか。

⇒ 加算分のみについて請求することはできません。保険者へ過誤の申立てを行い、正しい内容で国保連へ再請求を行ってください。

なお、被保険者が豊中市の場合は、長寿社会政策課へ申立てをしてください。被保険者以外の者（みなし2号）の方については、介護保険の被保険者ではありませんので、福祉事務所の医療介護係へ申立てを行ってください。

質問4 被保険者である被保護者の方の介護報酬の請求の際に生活保護の情報を入力せずに請求してしまいました。どうすればよいですか。

⇒ 生活保護に係る介護報酬（1割分）のみを遅れて請求することはできません。保険者へ過誤の申立てをして、正しい内容で国保連へ再請求を行ってください。

質問5 介護保険1号被保険者の方が月の途中で生活保護の被保護者になった場合の介護報酬の請求はどのようにすればよいですか。

⇒ 被保険者番号に変更はないので、同じ被保険者として生活保護の期間分とそれ以外の

期間に応じて1枚の明細書で請求します。1回あたり・1日あたりの単位数で請求を行うサービスについては、利用回数・日割りにて請求を行ってください。月額包括報酬のサービスについては、日割り計算用サービスコードにてそれぞれの日数、回数で請求してください。月額包括報酬のうち日割り請求のできないものについては、月単位数での請求を行ってください。

また、生活保護の被保護者になることで介護保険被保険者以外の者（みなし2号）の対象となる方については、被保険者番号が変更となります。日数に応じてそれぞれの被保険者番号で請求することになります。

質問6 介護保険被保険者以外の者（みなし2号）の方が月途中で65歳になった場合、どのように請求すればよいのですか。

⇒ 被保険者番号が変更となりますので、それぞれの被保険者番号で請求を行ってください。

質問7 介護保険の被保険者である被保護者の方が「介護保険負担限度額認定証」を持っていないようですがどのようにしたらよいですか。

⇒ 被保護者であることをもって自動的に減額認定がされることはありません。そのため、被保護者本人が保険者に「負担限度額認定」の申請を行う必要があります。

減額認定を受けた場合は、「利用者負担段階」において第1段階が適用されます。

なお、介護保険被保険者以外の者（みなし2号）の方については、介護保険の被保険者ではないことから申請はできません。

質問8 介護保険被保険者以外の者（みなし2号）の方の福祉用具購入を検討しています。介護保険被保険者の方の手続きとの違いはありますか。

⇒ 介護保険被保険者以外の者（みなし2号）の方は、介護保険の被保険者ではありませんが、介護保険被保険者の給付に準用し、福祉事務所において、介護扶助の決定および10割の給付を行っています。そのため、給付の必要性や他法他施策の活用の可能性等について福祉事務所にて審査を行っています。審査の結果によっては、給付ができない場合がありますので、必ず、事前に相談してください。

【実施機関一覧表（令和3年2月現在）】

○介護機関の指定や告示、指導及び検査に関すること

○介護券の発行、介護報酬の請求に関すること

名称	所在地・連絡先
豊中市福祉事務所 医療介護係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 東分室2階 (電話) 06-6842-3577 (FAX) 06-6842-3587

○中国残留邦人等支援法に関すること

名称	所在地・連絡先
豊中市福祉事務所 自立支援係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 東分室2階 (電話) 06-6842-3574 (FAX) 06-6842-3587

○介護扶助の決定に関すること、個別の被保護者に関すること

名称	所在地・連絡先
豊中市福祉事務所	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (電話) 06-6858-2245 (FAX) 06-6848-5411
豊中市福祉事務所 施設係	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (電話) 06-6842-3570 (FAX) 06-6848-5411
豊中市福祉事務所 分室	〒561-0828 豊中市三和町1-1-63 労働会館内 (電話) 06-6334-4055 (FAX) 06-6334-4063

関係法令条文

生活保護法（抜粋）

昭和25年5月4日法律第144号

改正 令和2年法律第41号

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
 - 二 福祉用具
 - 三 住宅改修
 - 四 施設介護
 - 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
 - 六 介護予防福祉用具
 - 七 介護予防住宅改修
 - 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
 - 九 移送
- 2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同上第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれ

らに相当するサービスをいう。

- 3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保険医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。
- 4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に規定する介護保健施設サービス及び同条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。
- 5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部の若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「介護予防等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第1項第8号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

(生活扶助の方法)

第31条

- 4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設(同条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)であつて第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの(同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付す

ることが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

(介護扶助の方法)

第34条の2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第15条の2第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行なう者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第5項及び第6項の規定は介護扶助について準用する。

(指定医療機関の義務)

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

【参照】第1項の「定めるところ」＝昭和25厚告222「指定医療機関医療担当規程」

(変更の届出等)

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働

大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

【参照】生活保護法施行規則第 14 条

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응せず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

【参照】第2項の「定めるところ」＝昭和34厚告125「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者等であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行なう者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第2項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。
- 6 第49条の2第1項及び3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条

第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号まで及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定めるもの」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関もしくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

生活保護法施行規則（抜粋）

（指定医療機関の指定の申請）

第10条 法第49条の2第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 病院又は診療所にあつては保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）である旨、薬局にあつては保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）である旨
- 四 法第49条の2第2項第2号から第9号まで（法第49条の2第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）

五 その他必要な事項

2 法第49条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所（生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第4条各号に掲げるものを含む。第1号及び次項を除き、以下この条において同じ。）又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地（指定訪問看護事業者等（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（以下「指定訪問看護事業」という。）又は当該指定に係る居宅サービス事業（以下「指定居宅サービス事業」という。）若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業（以下「指定介護予防サービス事業」という。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地。第4項及び第11条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地
- 二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地
- 三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定

訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

六 誓約書

七 その他必要な事項

3 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする国の開設した病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、第 1 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定医療機関の指定の更新を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者（前項に規定するものを除く。）は、第 2 項各号（第 6 号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

（法第 49 条の 2 第 2 項第 4 号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

（指定の告示）

第 1 2 条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 5 5 条の 3（同条第 1 号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定年月日

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地

四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

（標示）

第 1 3 条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第 3 号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2(法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第2号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項（法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第3号及び第4号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（診療報酬の請求及び支払）

第17条 都道府県知事が法第53条第1項（法第55条の2において準用する場合を含む。）の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関（医療保護施設を含む。この条において以下同じ。）は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める特別審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

（介護の報酬の請求及び支払）

第18条 都道府県知事が法第54条の2第5項及び第6項において準用する法第53条第1項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行った介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第179条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

【参考】生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬

(平成12年4月19日 厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定

する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。